

「空き家」の相談お受けします

空き家放置による危険性

所有している空家等を放置すると、老朽化による倒壊等の危険性や、草木が繁茂することによる害虫等の発生、不審者の侵入、ごみの不法投棄等による地域の治安悪化といった問題が発生します。

周囲に悪影響があると判断された空家等は、法律に基づき「特定空家等」「管理不全空家等」に認定され、行政措置や**住宅用地特例の解除により税金が高くなる可能性**があります。その様な状態になる前に、適切に管理しましょう。



鹿沼市の空き家に関する支援事業

空き家解体補助金制度

老朽化した空き家の解体工事を行う場合、その経費の一部を補助します。空き家が補助対象としての要件を満たすかどうかの事前確認が必要です。申請前の着工は、補助の対象となりません。

◆補助対象工事…市内の業者等が請け負う、空き家を解体する工事
◆補助対象者…空き家・空き地の所有者、およびその3親等以内の親族

◆補助金額…解体工事費の2分の1、上限50万円

◆募集件数…35件程度

空き家バンク制度

空き家の売却・賃貸を考えている人に空き家情報を登録してもらい、市ホームページ等で空き家を利用したい人に紹介する制度です。空き家以外にも店舗、事務所、**空き地（宅地）**、建物の一部等の取り扱いも可能です。交渉・契約の仲介については、（公社）栃木県宅地建物取引業協会（公社）

全日本不動産協会との協定を結んでいますので、協会推薦の市内業者を紹介することもできます。※物件を公開されたくない人は非公開として取り扱ったこともできます。

◆累計登録数…206件
◆累計成約数…142件
（令和7年3月末時点）

空き家バンクの物件情報を更新中詳しくはこちら



空き家バンクリフォーム補助金制度

市外からの転入希望者が市内に10年以上居住することを条件に、空き家バンクで住宅を購入しリフォームする場合に利用できる補助金制度です。

◆補助対象工事…市内業者等が請け負う、20万円以上のリフォーム工事

◆補助金額…リフォーム工事費の2分の1、基本上限50万円（※加算項目あり）

◆補助件数…4件程度

官民連携

4月1日に空家等管理活用支援法人の指定および県司法書士会との協定を締結しました（P10参照）。空家等の売却や相続問題などについては、有資格者の立場から問題解決に向けて相談受け付けや対応等を行っていますので、ご相談ください。

空き家総合相談窓口

（公社）栃木県宅地建物取引業協会
※協会所属業者（株）ベストウェイブ ☎（62）8544

（株）DANNAVISON ☎（78）4384

相続登記について

栃木県司法書士会 ☎028（614）1122

お気軽にご相談ください
建築課空き家対策係
☎（63）2243